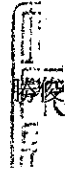


所沢市告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28第1項に規定する指定障害児相談支援事業所を次のとおり更新した。

令和8年6月1日

所沢市長 小野塚 勝俊



事業所番号	事業者の名称及び事務所の所在地	相談支援事業所の名称及び所在地	指定相談支援の種類	指定年月日	障害種別
				更新日	
(特定相談) 1132501618 (障害児相談) 1172500587	株式会社 メルフィス 埼玉県狭山市富士見2丁目18番35号	相談支援センター優愛所沢 所沢市和ヶ原1丁目37番地の3 大成ビル201	特定相談支援事業 障害児相談支援事業	令和2年6月1日	特定なし
				令和8年6月1日	

公 示 送 達 書

所沢市告示第270号

令和8年6月1日

下記の書類は、収税課（所沢市役所低層棟2階）に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があつたものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

所沢市告示第271号

所沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき、指定事業者が行うサービス・活動事業を実施したときの費用の額は、それぞれ別表に掲げる1単位当たりの単価及び単位数により費用を算定するものとし、令和7年告示第199号は廃止する。

なお、当該費用の算定に当たっては、実施要綱及び別表に定めるもののほか、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)に準ずるものとする。

令和8年6月1日

所沢市長 小野塚 勝俊